

— 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会からのお知らせ —

不動産売買契約の注意事項

- 契約前は、必ず物件確認・内覧をしましょう
- 契約前に不明な点は、分かるまで確認しましょう
- 契約書等に書かれている内容で分からぬ点は、その都度確認するようにしましょう
- 契約に関わる書類は大切に保管しましょう
- 最近、「原野商法」に関する被害や相談が増えていますので注意しましょう

参考ページ

「原野商法の二次被害トラブル」
独立行政法人 国民生活センター
ホームページ
(右 QR コードよりアクセス)



参考ページ

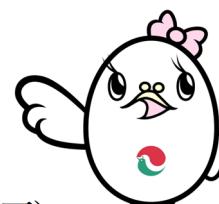
「不動産売買のトラブルに関する Q&A」
一般財団法人 不動産適正取引推進機構
ホームページ
(右 QR コードよりアクセス)



宅地建物取引士による不動産無料相談所

埼玉県宅建協会では、一般消費者を対象に不動産取引に関する無料相談所を開設しています。お気軽にご相談ください。

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ■ 相談日：月・水・金曜日 | ■ 相談方法：お電話（※予約不可） |
| ■ 相談時間：10:00～12:00／13:00～15:00 | ■ 電話番号：048-811-1818 |



ハトたま

埼玉県宅建協会では、県内各エリアに設置している 16 支部においても「宅地建物取引士による不動産無料相談所」を開催しております。開催場所や日程につきましては、埼玉県宅建協会ホームページよりご確認ください。(右 QR コードよりアクセス)



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部